

告 示

埼玉県告示第千九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ピアシテイ原馬室

埼玉県鴻巣市原馬室字上曾部百十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

関係小・中学校（鴻巣南小・松原小・馬室小・鴻巣西中・鴻巣南中）に連絡をとり、児童生徒の安全確保に万全を期してください。

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター